

長野県環境保全研究所外部評価委員会実施要領

1 目的

長野県環境保全研究所外部評価委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、委員会の実施に関して必要な事項を定める。

2 評価対象

- (1) 研究所の組織体制、業務全般等
- (2) 事業及び調査研究
 - ア 継続研究の進捗状況及び途中成果
 - イ 終了研究の目的達成度、成果及びその活用方法
- (3) 研究所の今後の調査研究のあり方、要望等の提言

3 評価の実施

「2 評価対象 (1) 及び (3)」に関する評価（機関評価）は3年に1度、委員改選初年度に実施する。機関評価を実施する年度には「2 評価対象 (2)」に関する評価（課題評価）は行わないものとする。

4 評価の活用

研究所長は評価の結果を、組織運営等に活かすとともに、今後の研究課題の構築などに活用するものとする。

5 評価の公表

評価結果については研究所ホームページに掲載する等の方法により公表する。

6 その他

(1) 秘密保持

外部評価委員は評価対象に係る個人情報、知的財産権等の秘密保持の義務を負うとともに、評価内容の公開に際しても適切な配慮を行う。

(2) 評価方法等の見直し

研究所を取り巻く環境の変化等に対応した適切な評価システムを維持するため、必要に応じ評価の実施方法を見直すものとする。

7 事務局

要綱第2条5項に基づく委員会の事務局は企画総務部に置き、委員会の運営その他に関して必要な事務を行う。

附則

この要領は平成18年11月6日より適用する。

(平成23年3月30日一部改正)

(平成31年3月29日一部改正)